

新旧対照表（高知県産材加工力強化事業実施要領）

新	旧
<p>第1 趣旨 この要領は、高知県産材加工力強化事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第14条第2項の規定に基づき、高知県産材加工力強化事業費補助金交付要綱別表に掲げる事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2 加工力強化推進事業 1 補助対象事業の留意事項 (1)～(2) (略) (3) JAS認証取得に係る費用 ア 事業期間は単年度とする。 イ JAS製品生産に係る新規認証（追加認証含む）を受けた者は、結果等の写しを実績報告時に提出すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3 加工力強化整備事業 1～2 (略) 3 事業計画の作成 補助事業者が「加工力強化」・「品質向上」を実施しようとするときは別紙3、「グリーン化」を実施しようとするときは別紙3-2、「労働環境整備」を実施しようとするときは別紙3-3、「目立て加工」を実施しようとするときは別紙3-5による高知県産材加工力強化事業計画書（以下「事業計画書」という。）に次に掲げる資料を添付の上、所管の林業事務所を経由して、知事に提出しなければならない。 (1) 収支計画書（別紙3-1）※「加工力強化」・「品質向上」のみ (2) リスクアセスメント記録書（別紙3-4）※「労働環境整備」のみ (3) 法人にあっては、直近3年の決算書 (4) 個人にあっては、直近3年の青色申告決算書又は収支内訳書 (5) 県税事務所で発行する全税目の納税証明書（滞納がないことを証するもの） (6) 事業費の積算基礎となる資料（設計書、カタログ、見積書等） (7) (1) から (6) までに掲げるもののほか、審査基準の証明に必要な書類</p> <p>4 事業計画の提出及び決定 (1) 計画の審査 林業事務所長（以下「所長」という。）は、事業計画のヒアリングを行い、「加工力強化」・「品質向上」にあっては、別記「高知県産材加工力強化事業審査基準」（以下「審査基準」という。）により審査表（別紙4）を作成するとともに意見を添え別紙5により副申するものとし、「グリーン化」・「労働環境整備」・「目立て加工」にあっては、別紙5-2により進達するものとする。この場合において、副申・進達に当たっては、事業計画書及びヒアリング時に徴収した資料の全部を併せて提出するものとする。</p>	<p>第1 趣旨 この要領は、高知県産材加工力強化事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第13条第1項の規定に基づき、高知県産材加工力強化事業費補助金交付要綱別表に掲げる事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2 加工力強化推進事業 1 補助対象事業の留意事項 (1)～(2) (略) (3) JAS認定取得に係る費用 ア 事業期間は単年度とする。 イ JAS製品生産に係る新規認定（追加認定含む）を受けた者は、結果等の写しを実績報告時に提出すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3 加工力強化整備事業 1～2 (略) 3 事業計画の作成 補助事業者が「加工力強化」・「品質向上」を実施しようとするときは別紙3、「グリーン化」を実施しようとするときは別紙3-2による高知県産材加工力強化事業計画書（以下「事業計画書」という。）に次に掲げる資料を添付の上、所管の林業事務所を経由して、知事に提出しなければならない。 (1) 収支計画書（別紙3-1）※「グリーン化」は不要 (2) 法人にあっては、直近3年の決算書 (3) 個人にあっては、直近3年の青色申告決算書又は収支内訳書 (4) 県税事務所で発行する全税目の納税証明書（滞納がないことを証するもの） (5) 事業費の積算基礎となる資料（設計書、カタログ、見積書等） (6) (1) から (5) までに掲げるもののほか、審査基準の証明に必要な書類</p> <p>4 事業計画の提出及び決定 (1) 計画の審査 林業事務所長（以下「所長」という。）は、事業計画のヒアリングを行い、「加工力強化」・「品質向上」にあっては、別記「高知県産材加工力強化事業審査基準」（以下「審査基準」という。）により審査表（別紙4）を作成するとともに意見を添え別紙5により副申するものとし、「グリーン化」にあっては、別紙5-2により進達するものとする。この場合において、副申・進達に当たっては、事業計画書及びヒアリング時に徴収した資料の全部を併せて提出するものとする。</p>

新	旧
<p>(2) 計画の採択 知事は、「加工力強化」・「品質向上」にあつては(1)に基づき所長から提出があつた審査表及び意見等を踏まえ、産業振興計画の産業成長戦略への効果等を勘案し、別記審査基準により優先順位を決定し、順位の高いものから事業計画を採択することとし、その結果を所長に通知するものとする。また「グリーン化」・「<u>労働環境整備</u>」・「<u>目立て加工</u>」にあつては当該内容を審査し、適正と認められる場合は、その結果を所長に通知するものとする。</p> <p>(3) 採択等の通知 (略)</p> <p>第4～5 (略)</p> <p>別紙1～3 (略)</p>	<p>(2) 計画の採択 知事は、「加工力強化」・「品質向上」にあつては(1)に基づき所長から提出があつた審査表及び意見等を踏まえ、産業振興計画の産業成長戦略への効果等を勘案し、別記審査基準により優先順位を決定し、順位の高いものから事業計画を採択することとし、その結果を所長に通知するものとする。また「グリーン化」にあつては当該内容を審査し、適正と認められる場合は、その結果を所長に通知するものとする。</p> <p>(3) 採択等の通知 (略)</p> <p>第4～5 (略)</p> <p>別紙1～3 (略)</p>

新

旧

別紙3-3

(新設)

年 月 日

高知県知事 様

所在地 (又は住所)

補助事業者 名 称

代表者名

高知県産材加工力強化事業計画書

高知県産材加工力強化事業実施要領第3の3の規定により、下記製材関連施設導入に関する事業計画書を提出します。

記

導入する製材関連施設の内容

製材関連施設の名称	施工箇所	構造規格又は規模	数量	導入予定年月	取得予定価格	耐用年数	その他
							1 新設 2 更新
							1 新設 2 更新

(注)「その他」欄は、新設又は更新を○で囲んでください。

新	新																		
<p><u>1 設備導入の必要性及び目的</u></p> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; width: 100%;"></div>	<p><u>(新設)</u></p>																		
<p><u>2 設備導入計画</u></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%; text-align: center;">危険ポイント</th> <th style="width:50%; text-align: center;">改善及び対策案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="height: 30px;"></td><td></td></tr> <tr><td style="height: 30px;"></td><td></td></tr> <tr><td style="height: 30px;"></td><td></td></tr> </tbody> </table>		危険ポイント	改善及び対策案																
危険ポイント		改善及び対策案																	
<p><u>(注) 1 施工前写真を提出すること。</u> <u>2 導入箇所及び導入後のイメージがわかる図面等を提出すること。</u></p>																			
<p><u>3 事業費</u></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width:10%;">総事業費</th> <th rowspan="2" style="width:10%;">補助対象 経費</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">財源内訳</th> <th rowspan="2" style="width:10%;">備考</th> </tr> <tr> <th style="width:10%;">県補助金</th> <th style="width:10%;">林業・ 木材産業改 善資金</th> <th style="width:10%;">市町村 補助金</th> <th style="width:10%;">その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	総事業費	補助対象 経費	財源内訳				備考	県補助金	林業・ 木材産業改 善資金	市町村 補助金	その他	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
総事業費			補助対象 経費	財源内訳				備考											
	県補助金	林業・ 木材産業改 善資金		市町村 補助金	その他														
千円	千円	千円	千円	千円	千円														
<p><u>(注) 1 「備考」欄は、消費税の課税方式（非課税、原則課税方式又は簡易課税方式の別）を記入し、課税事業者にあつては、消費税に係る直近の確定申告書を添えてください。</u> <u>2 消費税の原則課税事業者で、仕入れ控除税額のある事業者が実施する事業については、「補助対象経費」欄は、消費税を抜いた金額を記入し、消費税は、「備考」欄に記入してください。</u></p>																			

新

旧

別紙3-4
リスクアセスメント記録書

(新設)

作業場所		年月日		記録者	
------	--	-----	--	-----	--

作業の危険ポイント	可能性	重大性	リスクレベル	改善及び対策	備考

(注) 今回の施設導入により対策を行うものには備考欄に○を記入すること。

災害の可能性

リスクレベル

かなり起こる	毎日頻繁に危険性又は有害性に接近するもの かなりの注意力でも労働災害につながり回避困難なもの	3
たまに起こる	故障、修理、調整等の非定期的な作業で危険性又は有害性に時々接近するもの。うっかりしていると労働災害になるもの	2
殆ど起こらない	危険性又は有害性の付近に立ち入ったり、接近することは減多にならないもの。通常の状態では労働災害にならないもの	1

6	即座に他の方法へ回避
5	根本的対策を実施
4	何らかの対策を実施
3	特に対策の必要なし
2	対策の必要なし

災害の重大性

極めて重大	死亡災害や身体の一部に永久的損傷、1か月以上の休業災害、1度に3人以上の被災者を伴うもの	3
重大	休業災害1か月未満の休業、1度に複数の被災者の伴うもの	2
軽微	不休災害やかすり傷程度のもの	1

新

旧

別紙3-5

(新設)

年 月 日

高知県知事 様

所在地 (又は住所)

補助事業者 名 称

代表者名

高知県産材加工力強化事業計画書

高知県産材加工力強化事業実施要領第3の3の規定により、下記製材関連施設導入に関する事業計画書を提出します。

記

導入する目立て製材関連施設の内容

製材関連施設の 名称	施工箇所	構造規格又は 規模	数量	導入予定 年月	取得予定価格	耐用 年数	その他
							1 新設 2 更新 3 改良
							1 新設 2 更新 3 改良

(注) 「その他」欄は、新設、更新又は改良を○で囲んでください。

新		旧					
1 設備導入の必要性及び目的		(新設)					
2 現状及び計画							
		現状	令和 年度 (導入後5年目)				
加工量 (枚/年)	帯鋸						
	丸鋸						
	その他						
作業員数							
3 事業費							
総事業費	補助対象 経費	財源内訳				備考	
		県補助金	林業・ 木材産業改 善資金	市町村 補助金	その他		
千円	千円	千円	千円	千円	千円		
<p>(注) 1 「備考」欄は、消費税の課税方式（非課税、原則課税方式又は簡易課税方式の別）を記入し、課税事業者にあつては、消費税に係る直近の確定申告書を添えてください。</p> <p>2 消費税の原則課税事業者で、仕入れ控除税額のある事業者が実施する事業については、「補助対象経費」欄は、消費税を抜いた金額を記入し、消費税は、「備考」欄に記入してください。</p>							

新

別紙4～6 (略)

旧

別紙4～6 (略)